

令和6年2月7日

令和5年度（第77期）司法修習生採用選考申込者 各位

司法研修所事務局長

令和5年度（第77期）司法修習生の修習開始等について

（事務連絡）

あなたは、令和6年3月21日付けで最高裁判所から司法修習生を命ぜられると、少なくとも1年間、司法研修所長の統轄の下に、司法研修所及び配属庁会（配属される裁判所、検察庁及び弁護士会をいう。）において修習することになります。

修習開始に当たりお知らせする事項は下記のとおりですので、留意してください。

記

1 修習日程

別紙1「第77期修習日程」のとおりであり、修習区分ごとの日程等の詳細は、次のとおりである。

（1）導入修習

導入修習は、令和6年3月21日（木）から同年4月12日（金）までの間、司法研修所において行う。導入修習のカリキュラムの順序は、実務修習地に応じて分けられる班（A班、B班）によって異なる。詳細は、別紙2「第77期導入修習日程予定表」のとおりである。

なお、A班の司法修習生は、東京、立川、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津及び和歌山を実務修習地とする者であり、B班の司法修習生は、それ以外の地を実務修習地とする者である。

(2) 分野別実務修習

分野別実務修習は、令和6年4月16日(火)から同年11月20日(水)までの間、配属庁会の裁判所、検察庁及び弁護士会で行う。

司法修習生は、配属庁会において複数の班に分かれて修習する。詳細は、別紙3「令和5年度(第77期)司法修習における実務修習順序について」のとおりである。

なお、分野別実務修習開始の集合日時・場所等は別紙4のとおりであるので、注意する。

(3) 集合修習及び選択型実務修習

分野別実務修習終了後、司法研修所における集合修習と配属庁会における選択型実務修習を行う。

集合修習及び選択型実務修習の修習順序は、上記のA班、B班によって異なる(別紙1参照)。

2 導入修習に関する留意事項

(1) 初日の集合日時、場所、カリキュラム日程

令和6年3月21日(木)は、カリキュラム開始前に開始式(司法研修所長挨拶等)を行う。登庁時刻は、午前9時である。集合日時等についての詳細は、後日ウェブ会議用アプリケーション「Microsoft Teams」(以下「チームズ」という。)の [REDACTED]

[REDACTED]において周知する。

開始式終了後のカリキュラム日程は、別紙2のとおりである。

(2) 初日に持参するもの

ア 筆記用具

イ 六法

ウ 司法修習ハンドブック(別途送付)

エ 当日のカリキュラム使用教材等(後日チームズにおいて周知する。)

オ (4)イの資料を持ち帰るためのかばん等

(3) 2日目以降のカリキュラム日程

別紙2のとおりであり、登庁時刻は午前9時40分である（即日起案実施日及び自由研究日を除く。）。

導入修習における即日起案については、自宅等において、

私物パソコン等を利用して起案する形式で行う。起案の具体的な実施方法については、後日チームズの

において周知する。

(4) 修習中に使用する教材及び資料等の送付について

ア 導入修習開始までに事前に発送（2月20日（火）頃発送予定）する教材があるので必ず受領して確認すること。

イ 導入修習初日（3月21日（木））に、導入修習で使用する資料等（A4サイズ、厚さ6センチ程度）を配布する。

※ 必ず自宅等に持ち帰り、不足がないか確認すること。

※ 資料を持ち帰るためのかばん等を用意すること。

(5) 通所について

公共交通機関を利用して通所する者は、時間に余裕をもって登庁する。

特に、和光市駅前から運行されている路線バスは混雑や遅れが予想されるので、注意する（同封した「和光市駅から司法研修所へ通所予定のみなさんへ」参照）。

(6) 入寮について

入寮を許可された司法修習生は、3月20日（水）午前11時から午後4時までに入寮手続を行う（詳細は別途通知する。）。

(7) 食堂の利用について

食堂は、図書館棟2階にあり、営業日は3月21日（木）から4月12日（金）の平日の昼食及び夕食のみ利用できる（ただし、金曜日の夕食を

除く。)。

営業時間は、次のとおりである。

昼食	午前11時30分から午後1時まで ※ただし、終了時間は修習日程により延長される。
夕食	午後5時30分から午後7時まで

(8) 書店の営業時間等について

図書館棟1階に書店がある。営業日は月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）で、営業時間は午前8時30分から午後6時30分までである。

なお、一部書籍には割引がある。

(9) 学位記授与式出席に伴う導入修習の欠席について

導入修習が行われる日に開催される法科大学院の学位記授与式に司法修習生が出席することを希望する場合、学位記授与式に出席するために必要な時間については、欠席の申請をした上で欠席することができる。申請方法は別途周知する。

なお、欠席が承認されるのは半日又は一日単位であり、司法修習生の居住地や学位記授与式が開催される場所、時間、移動手段等を考慮して、学位記授与式の出席のために必要な限度で欠席を承認するので、司法修習生によって欠席が承認される時間が異なることがある。

3 兼職及び兼業の禁止等

司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない（司法修習生に関する規則2条）。この場合のほか、司法研修所長の許可を受けなければ、学業その他の業務に就くことができない（「司法修習生の規律等について」第7の2）。したがって、現に在職し又は在学している者や業務に従事する者は、3月20日（水）までに所要の手続をとる。

なお、司法修習生の兼業については、同封した当職事務連絡「司法修習生

の兼業（答案添削等のアルバイト）について」も参照すること。同事務連絡記載の対象業務については大量の申出が予想され、許可の判断には相当の時間を要するため、導入修習中に兼業を行う予定の者は、3月8日（金）までに申請すること。

司法修習生として許可なく兼職又は兼業を行った場合には、非違行為として処分を受けることとなるので、注意する。

4 修習関連の情報のセキュリティ対策

司法修習中に取り扱う修習関連の情報の管理にはくれぐれも細心の注意を払い、司法研修所及び配属庁会における情報セキュリティ対策についての定めを厳守すること。

なお、第77期司法修習中における修習関連の情報の取扱いに関しては、令和6年1月18日付け司法研修所長通知「司法修習において司法修習生が取り扱う修習関連の情報のセキュリティ対策について」が定められており、同封した「情報セキュリティブックレット（第77期司法修習生用）」に掲載されているので、内容をよく理解しておくこと。

5 実務修習中の住居

実務修習中の住居につき、司法研修所や配属庁会ではあっせん等を行わないでの、あらかじめ各自で確保する。

なお、今後も司法修習生に対する資料等の配布を郵送等で行うことがあるため、修習開始前に転居する場合には、速やかに転居日及び転居先の住所を記載した住所変更届を司法研修所に提出する（実務修習開始後に転居する場合は、修習中の配属庁会を通じて司法研修所に提出すること。）とともに、必ず郵便局に転居届を提出し、郵便物等の受領に支障のないように注意されたい。

6 その他留意事項

上記1(1)記載のとおり、修習の日程は令和6年3月21日（木）から開始

となり、同日から司法修習生としての身分を有することになるが、それまでの間も自覚を持った行動を心掛けること（司法修習生としての規律等は、別送する司法修習ハンドブックを参照する。）。

(別紙1)

第77期 修習日程

修習区分	A班			B班		
	修習期間		移動日	修習期間		移動日
導入修習	開始日	6.3.21(木)		開始日	6.3.21(木)	
	終了日	6.4.12(金)		終了日	6.4.12(金)	
	実日数	17		実日数	17	
			6.4.13(土)～ 6.4.15(月)※3日			6.4.13(土)～ 6.4.15(月)※3日
分野別実務修習	開始日	6.4.16(火)		開始日	6.4.16(火)	
	終了日	6.6.10(月)		終了日	6.6.10(月)	
	実日数	37		実日数	37	
	開始日	6.6.11(火)		開始日	6.6.11(火)	
	終了日	6.8.1(木)		終了日	6.8.1(木)	
	実日数	37		実日数	37	
	開始日	6.8.2(金)		開始日	6.8.2(金)	
	終了日	6.9.26(木)		終了日	6.9.26(木)	
	実日数	37		実日数	37	
	開始日	6.9.27(金)		開始日	6.9.27(金)	
	終了日	6.11.20(水)		終了日	6.11.20(水)	
	実日数	37		実日数	37	
選択型実務修習及び集合修習	6.11.21(木)～ 6.11.24(日)※4日					
	集合修習 開始日	6.11.25(月)		選択型修習 開始日	6.11.21(木)	
	終了日	7.1.10(金)		終了日	7.1.10(金)	
	実日数	30		実日数	32	
	7.1.11(土)～ 7.1.13(月)※3日				7.1.11(土)～ 7.1.14(火)※4日	
	選択型修習 開始日	7.1.14(火)		集合修習 開始日	7.1.15(水)	
	終了日	7.2.27(木)		終了日	7.2.27(木)	
	実日数	31		実日数	30	
自由研究日		7.2.28(金)		自由研究日	7.2.28(金)	

※ なお、A班の選択型実務修習及びB班の集合修習のカリキュラム終了後、5科目の筆記考試が行われる予定である。

(別紙2)

第77期 導入修習日程予定表

月/日	曜	A班				B班					
3月21日	木	開始式		1限目(180分) 事務連絡(10:20~10:35) ・民事第一審手続要説(講義)(民裁・民弁) (10:35~11:30, 12:30~14:20)		2限目(165分) (14:35~17:20) 民弁問題研究1(事案分析)		開始式			
3月22日	金	1限目(125分) 事務連絡(9:50~10:05) ・刑弁講義(事前課題解説等) (10:05~11:55)		2限目(110分) (12:55~14:45) 検察導入講義		3限目(110分) (15:00~16:50) 刑弁演習1(起訴前弁護)		1限目(125分) 事務連絡(10:20~10:35) ・刑弁講義(事前課題解説等) (10:35~11:30, 12:30~13:25)			
3月25日	月	1限目(180分) (9:50~12:50) 民裁即日起來		2限目(180分) (14:00~17:00) 刑裁即日起來		1限目(180分) (9:50~12:50) 民裁即日起來		2限目(180分) (14:00~17:00) 刑裁即日起來			
3月26日	火	1限目(85分) (9:50~11:15) 民事総合1 (民裁・民弁)		2限目(85分) (11:30~12:10, 13:10~13:55) 刑事問題研究(勾留) (刑裁・検察・刑弁)		自由研究		1限目(85分) (9:50~11:15) 刑事問題研究(勾留) (刑裁・検察・刑弁)			
3月27日	水	1限目(180分) (9:50~12:50) 刑弁即日起來		2限目(180分) (14:00~17:00) 検察即日起來		1限目(180分) (9:50~12:50) 刑弁即日起來		2限目(180分) (14:00~17:00) 検察即日起來			
3月28日	木	1限目(180分) (9:50~12:50) 民弁問題研究2(即日起來)		自由研究		1限目(180分) (9:50~12:50) 民弁問題研究2(即日起來)		自由研究			
3月29日	金	(9:50~11:50, 12:50~16:50) 検査演習 (検察)				1限目(220分) (9:50~11:50, 12:50~14:30) 民事総合2・3 (民裁・民弁)		2限目(120分) (14:50~16:50) 民弁演習(和解条項)			
4月1日	月	1限目(220分) (9:50~11:50, 12:50~14:30) 民事総合2・3 (民裁・民弁)		2限目(120分) (14:50~16:50) 民弁演習(和解条項)		(9:50~12:20, 13:20~16:50) 検査演習 (検察)					
4月2日	火	(9:50~11:50, 12:50~16:50) 民裁即日起來解説				(9:50~12:20, 13:20~16:50) 刑裁即日起來解説					
4月3日	水	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民弁講義1(立証活動)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁講義2(民事保全・民事執行)		(9:50~12:20, 13:20~16:50) 刑弁演習2(即日起來解説・否認事件)					
4月4日	木	1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事事実認定の手法と留意点 (民裁)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁問題研究3(主張書面)		(9:50~12:20, 13:20~16:50) 刑事共通演習基礎(公判前整理手続) (刑裁・検察・刑弁)					
4月5日	金	自由研究				自由研究					
4月6日	月	(9:50~12:20, 13:20~16:50) 刑弁演習2(即日起來解説・否認事件)				1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民弁講義1(立証活動)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁講義2(民事保全・民事執行)			
4月7日	火	(9:50~12:20, 13:20~16:50) 刑裁即日起來解説				(9:50~11:50, 12:50~16:50) 民裁即日起來解説					
4月10日	水	(9:50~12:20, 13:20~16:50) 刑事共通演習基礎(公判前整理手続) (刑裁・検察・刑弁)				1限目(170分) (9:50~11:50, 12:50~13:40) 民事事実認定の手法と留意点 (民裁)		2限目(170分) (14:00~16:50) 民弁問題研究3(主張書面)			
4月11日	木	1限目(60分) (9:50~10:40) 民事事実認定の手法と留意点 (民裁)		2限目(110分) (10:50~12:00, 13:00~13:40) 監察修習に向け (民裁・刑弁)		3限目(170分) (14:00~16:50) 検察即日起來講評+検察実務修習の留意点		1限目(170分) (9:50~11:40, 12:40~13:40) 検察即日起來講評+検察実務修習の留意点			
4月12日	金	1限目(140分) (9:50~12:10) 民弁講義3(弁護士倫理・職責等)		2限目(140分) (13:10~15:30) 刑弁演習3(量刑事件)		3限目(70分) (15:50~17:00) 事務局長講話		1限目(140分) (9:50~12:10) 刑弁演習3(量刑事件)			
								2限目(70分) (13:10~14:20) 事務局長講話			
								3限目(140分) (14:40~17:00) 民弁講義3(弁護士倫理・職責等)			

(別紙3)

令和5年度(第77期)司法修習における実務修習順序について

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間	
		R6.4.16 1	R6.6.11 2	R6.8.2 3	R6.9.27 4		
		R6.6.10 1	R6.8.1 2	R6.9.26 3	R6.11.20 4		
東京	1班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	3班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
立川	1班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	3班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
横浜	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部		
	3班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	4班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部		
さいたま	1班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
	3班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部		
	4班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁		
千葉	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	3班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
水戸	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	1班: R6.9.27～R6.10.4(※R6.10.1を除く。)	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部	2班: R6.6.4～R6.6.10	
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会	3班: R6.9.19～R6.9.26	
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部		4班: R6.6.11～R6.6.18(※R6.6.13を除く。)	
宇都宮	1班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
	3班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁		
	4班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
前橋	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	1班: R6.9.19～R6.9.26	
	2班	(裁)刑事部		(裁)民事部		2班: R6.6.4～R6.6.10	
	3班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	3班: R6.11.14～R6.11.20	
	4班		(裁)刑事部		(裁)民事部	4班: R6.7.26～R6.8.1	
静岡	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	3班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
甲府	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)刑事部	(裁)民事部	弁護士会		
	3班	△△△△					
	4班	△△△△					

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間	
		R6.4.16 (R6.6.10	R6.6.11 (R6.8.1	R6.8.2 (R6.9.26	R6.9.27 (R6.11.20		
長野	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
新潟	1班	(裁)民事部	検察庁	弁護士会	(裁)刑事部	刑事裁判実務修習中に5日間行う。	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	検察庁	(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	(裁)民事部	検察庁		
大阪	1班	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	3班	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部		
	4班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会		
京都	1班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	3班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
神戸	1班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁		
	3班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	4班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会		
奈良	1班	弁護士会	(裁)民事部	(裁)刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)刑事部	(裁)民事部	弁護士会		
	3班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部		
	4班	(裁)刑事部	検察庁	弁護士会	(裁)民事部		
大津	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。 民事裁判実務修習中に家事3日程度 刑事裁判実務修習中に少年2日程度 *少年鑑別所の見学を2回実施(2班合同)	
	2班	(裁)刑事部			(裁)民事部		
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
和歌山	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁)刑事部					
	3班	検察庁	(裁)民事部	(裁)刑事部	弁護士会		
	4班		(裁)刑事部	(裁)民事部			
名古屋	1班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部		
	3班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会		
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部		
滋	1班	(裁)民事部	検察庁	(裁)刑事部	弁護士会	1班: R6.8.26～R6.8.30	
	2班	(裁)刑事部	弁護士会	(裁)民事部	検察庁	2班: R6.8.26～R6.8.30	
	3班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	3班: R6.10.7～R6.10.11	
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	4班: R6.10.7～R6.10.11	

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間	
		R6.4.16 1	R6.6.11 2	R6.8.2 3	R6.9.27 4		
		R6.6.10 1	R6.8.1 2	R6.9.26 3	R6.11.20 4		
岐阜	1班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁		
	3班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部		
	4班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会		
福井	1班	(裁) 刑事部	検察庁	弁護士会	(裁) 民事部	1班: R6.4.16~R6.6.10 2班: R6.9.27~R6.11.20	
	2班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部		
	3班						
	4班						
金沢	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部		
	3班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会		
	4班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部			
富山	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部		
	3班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会		
	4班						
広島	1班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会		
	3班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部		
	4班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁		
山口	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部		
	3班	検察庁	(裁) 刑事部	(裁) 民事部	弁護士会		
	4班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部			
岡山	1班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	刑事裁判実務修習中に5日間行う。	
	2班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁		
	3班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部		
	4班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部		
鳥取	1班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。	
	2班	(裁) 刑事部	弁護士会	検察庁	(裁) 民事部		
	3班						
	4班						
松江	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	刑事裁判実務修習中に5日間行う。	
	2班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部		
	3班						
	4班						
福岡	1班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	刑事裁判実務修習中に行う。	
	2班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部		
	3班						
	4班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部		

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間	
		R6.4.16	R6.6.11	R6.8.2	R6.9.27		
		1	1	1	1		
佐賀	1班	検察庁	(裁) 刑事部	(裁) 民事部	弁護士会	1班: R6.7.26～R6.8.1	
	2班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	2班: R6.11.14～R6.11.20	
	3班						
	4班						
長崎	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	1、2班: 裁判実務修習中(第1クール)に3日間 3、4班: 裁判実務修習中(第3クール)に3日間	
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部		
	3班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会		
	4班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部			
大分	1班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	裁判実務修習中に使う。	
	2班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部		
	3班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部		
	4班						
熊本	1班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	1班: R6.6.4～R6.6.10	
	2班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	2班: R6.6.11～R6.6.17	
	3班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	3班: R6.9.19～R6.9.26	
	4班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	4班: R6.9.27～R6.10.3	
鹿児島	1班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	刑事裁判実務修習中に使う。	
	2班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部		
	3班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会		
	4班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部		
宮崎	1班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に使う。	
	2班	(裁) 刑事部		(裁) 民事部			
	3班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会		
	4班		(裁) 刑事部				
那覇	1班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に使う。	
	2班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部		
	3班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁		
	4班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部		
仙台	1班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	裁判実務修習中に5日間使う。	
	2班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部		
	3班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会		
	4班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部		
福島	1班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	裁判実務修習中に使う。	
	2班	(裁) 刑事部		(裁) 民事部	(裁) 刑事部		
	3班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部			
	4班		(裁) 刑事部	(裁) 民事部	弁護士会		

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間
		R6.4.16 1	R6.6.11 2	R6.8.2 3	R6.9.27 4	
		R6.6.10 1	R6.8.1 2	R6.9.26 3	R6.11.20 4	
山形	1班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。
	2班					
	3班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部	
	4班	(裁) 民事部			(裁) 刑事部	
盛岡	1班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。
	2班	(裁) 刑事部	弁護士会	検察庁	(裁) 民事部	
	3班	検察庁	(裁) 刑事部	(裁) 民事部	弁護士会	
	4班					
秋田	1班	(裁) 民事部		(裁) 刑事部		裁判実務修習中に行う。
	2班	(裁) 刑事部			(裁) 民事部	
	3班					
	4班					
青森	1班	(裁) 民事部	弁護士会	検察庁	(裁) 刑事部	裁判実務修習中に行う。
	2班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会	
	3班					
	4班					
札幌	1班	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	1班： R6.9.17～R6.9.20, R6.9.24
	2班	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	2班： R6.11.11～R6.11.15
	3班	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	3班： R6.5.27～R6.5.31
	4班	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	4班： R6.7.12, R6.7.16～R6.7.19
函館	1班	検察庁	(裁) 刑事部		(裁) 民事部	裁判実務修習中に行う。
	2班	(裁) 民事部	検察庁		(裁) 刑事部	
	3班					
	4班					
旭川	1班	(裁) 刑事部	弁護士会	検察庁	(裁) 民事部	刑事裁判実務修習中に行う。
	2班	検察庁	(裁) 民事部	(裁) 刑事部	弁護士会	
	3班					
	4班					
釧路	1班	検察庁	(裁) 民事部		(裁) 刑事部	刑事裁判実務修習中に行う。
	2班	(裁) 刑事部	検察庁		(裁) 民事部	
	3班					
	4班					
高松	1班	(裁) 民事部	検察庁	(裁) 刑事部	弁護士会	裁判実務修習中に行う。
	2班	(裁) 刑事部	弁護士会	(裁) 民事部	検察庁	
	3班	検察庁	(裁) 民事部	弁護士会	(裁) 刑事部	
	4班	弁護士会	(裁) 刑事部	検察庁	(裁) 民事部	
徳島	1班	(裁) 民事部		(裁) 刑事部		1、2班： R6.10.22～R6.10.23, R6.11.14他 3、4班： R6.7.1～R6.7.2, R6.7.18他
	2班	(裁) 刑事部	弁護士会		(裁) 民事部	
	3班	検察庁	(裁) 刑事部	(裁) 民事部	弁護士会	
	4班					

修習地	班別	修習期間及び順序				家裁修習期間
		R6.4.16 1	R6.6.11 1	R6.8.2 1	R6.9.27 1	
		R6.6.10	R6.8.1	R6.9.26	R6.11.20	
高 知	1班	(裁)民事部	弁護士会	検察庁	(裁)刑事部	裁判実務修習中に行う。
	2班	検察庁	(裁)民事部	(裁)民事部	弁護士会	
	3班					
	4班					
松 山	1班	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	1班：R6.6.4 R6.8.5 R6.8.7～R6.8.9
	2班	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	(裁)刑事部	2班：R6.7.25 R6.11.14～R6.11.19
	3班	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	弁護士会	3班：R6.6.4～R6.6.10
	4班	弁護士会	(裁)刑事部	検察庁	(裁)民事部	4班：R6.7.25～R6.7.31

(別紙4)

令和5年度（第77期）分野別実務修習の開始日等について

- 実務修習地、修習班によって開始日、集合時刻が異なるので、注意すること。

- 開始日に全員が持参する物は、以下のとおりである。

①筆記用具、②六法、③司法修習ハンドブック

開始日には、これらの持参物及び各実務修習地が指定する教材等(下表のとおり)を持参する。

実務修習地	開始日・集合時刻等（令和6年）	開始日に持参する教材等
東京	1班、3班 4月16日（火）午前9時45分（受付開始：午前9時30分）東京高等・地方裁判所大会議室（18階） 2班 4月16日（火）午前9時45分 東京地方検察庁総務部司法修習課（九段合同庁舎5階） 4班 東京弁護士会配属の者 4月16日（火）午前9時20分 弁護士会館（5階502ABC会議室） 第一東京弁護士会配属の者 4月16日（火）午前9時50分 弁護士会館（12階講堂） 第二東京弁護士会配属の者 4月16日（火）午前10時30分 弁護士会館（10階1002会議室）	【1班、3班】なし 【2班】検察講義案（六法については、判例、解説付き不可） 【4班】持参物がある場合には、別途、配属会から連絡する。
立川	4月16日（火）午前9時30分 東京地方裁判所立川支部6階 庁務第一課	【1班】司法研修所から送付された事前配布物資料一式（民事裁判に関するもの） 【2班】印鑑、検察講義案（六法については、判例、解説付き不可） 【3班】司法研修所から送付された事前配布物資料一式（刑事裁判に関するもの）、白表紙資料「ブラックティス刑事裁判」「ブラックティス刑事裁判（別冊）」 【4班】持参物がある場合には、別途、配属会から連絡する。
横浜	1班 4月16日（火）午前9時50分 横浜地方裁判所（13階大会議室） 2班 4月16日（火）午前9時30分 横浜地方検察庁総務部企画調査課教養係（本館4階） 3班 4月16日（火）午前9時50分 横浜地方裁判所（10階中会議室） 4班 4月16日（火）午前10時00分 神奈川県弁護士会（4階 大会議室E F）	【1班】司法研修所から送付された教材のうち民事裁判にかかる教材 【2班】検察講義案、検察終局処分起案の考え方、印鑑（スタンプ式不可） 【3班】ブラックティス刑事裁判本冊及び別冊、プロシーディングス刑事裁判、刑事事実認定ガイド 【4班】なし 【1班、2班、3班】司法修習生バッジ
さいたま	1班 4月16日（火）午前10時50分 埼玉県佛教会（埼佛会館） 2班、4班 4月16日（火）午前10時30分（午前10時受付開始） さいたま地方裁判所大会議室（C棟5階） 3班 4月16日（火）午前10時30分 さいたま地方検察庁大会議室（5階）	【3班】印鑑

実務修習地	開始日・集合時刻等 (令和6年)	開始日に持参する教材等
千葉	4月16日 (火) 午前9時30分 千葉地方裁判所 (新館10階大会議室)	【1班】司法研修所から事前配布された民事裁判資料一式 【2班】終局処分起案の考え方、検察講義案 【3班】司法研修所から事前配布された刑事裁判資料一式 【4班】なし
水戸	1班、2班 4月16日 (火) 午前9時00分 水戸地方裁判所事務局総務課 (本館4階)	【1班】新問題研究要件事実、事例で考える民事事実認定 【2班】ブラックティス刑事裁判 【3班、4班】印鑑、検察講義案
	3班、4班 4月16日 (火) 午前9時00分 水戸地方検察庁企画調査課 (5階)	
宇都宮	4月16日 (火) 午前10時00分 宇都宮地方裁判所大会議室 (本館4階)	なし
前橋	4月16日 (火) 午前9時00分 前橋地方裁判所小会議室 (本館5階)	なし
静岡	4月16日 (火) 午前9時30分 静岡地方裁判所第3中会議室 (5階)	印鑑 (スタンプ式不可)
甲府	4月16日 (火) 午前9時00分 甲府地方裁判所事務局総務課 (6階)	実務修習結果簿
長野	4月16日 (火) 午前9時30分 長野地方裁判所事務局総務課 (5階)	印鑑 (スタンプ式不可)
新潟	4月16日 (火) 午前9時00分 新潟地方裁判所大会議室 (1号館4階)	なし
大阪	1班 4月16日 (火) 午前9時30分 大阪弁護士会館 (10階1001・1002会議室)	【1班】別途、修習開始までに通知する。 【2班、4班】なし 【3班】検察講義案、検察終局処分起案の考え方
	2班、4班 4月16日 (火) 午前9時20分 大阪地方裁判所大会議室 (本館2階)	
	3班 4月16日 (火) 午前9時15分 大阪地方検察庁総務部教養課 (9階911号室)	
	1班 4月16日 (火) 午前9時30分 京都弁護士会館 (地階 大ホール)	
京都	2班、3班 4月16日 (火) 午前9時10分 京都地方裁判所大会議室 (5階)	【1班、3班】なし 【2班】ブラックティス刑事裁判本冊及び別冊 【4班】検察教材一式
	4班 4月16日 (火) 午前9時00分 京都地方検察庁司法修習生室 (別館1階)	
	1班 4月16日 (火) 午前10時30分 兵庫県弁護士会館 (3階302、303会議室)	
神戸	2班、4班 4月16日 (火) 午前9時20分 神戸地方裁判所第1会議室 (5階)	【1班】なし 【2班、4班】司法修習生バッジ又は身分証明書 【3班】検察講義案、終局処分起案の考え方、司法修習生バッジ又は身分証明書 印鑑 (スタンプ式不可)
	3班 4月16日 (火) 午前9時30分 神戸地方検察庁総務部指導係検事室 (3階301号室)	
奈良	4月16日 (火) 午前9時00分 奈良地方裁判所事務局総務課 (4階)	印鑑 (スタンプ式不可)

実務修習地	開始日・集合時刻等 (令和6年)	開始日に持参する教材等
大津	4月16日(火)午前9時00分 大津地方裁判所大会議室(本館1階)	なし
和歌山	4月16日(火)午前9時00分 和歌山地方裁判所事務局総務課(6階)	なし
名古屋	4月16日(火)午前9時20分 愛知県弁護士会ホール(5階)	【1班、2班、4班】なし 【3班】ブラックティス刑事裁判本冊及び別冊、プロシードィングス刑事裁判、刑事事実認定ガイド
津	4月16日(火)午前9時00分 津地方裁判所事務局総務課(B館1階)	【1班】事例で考える民事事実認定 【2班、3班、4班】なし
岐阜	4月16日(火)午前9時00分 岐阜地方裁判所事務局総務課(6階)	なし
福井	4月16日(火)午前9時00分 福井地方裁判所事務局総務課(3階)	【1班】なし 【2班】検察講義案、検察終局処分起案の考え方(令和元年版)
金沢	4月16日(火)午前9時00分 金沢地方裁判所事務局総務課(3階)	印鑑
富山	4月16日(火)午前9時00分 富山地方裁判所事務局総務課(3階)	なし
広島	4月16日(火)午前9時30分 広島弁護士会館3階ホール	司法修習生バッジ
山口	4月16日(火)午前9時00分 山口地方裁判所第一手続室(新館1階)	【1班、2班】私物パソコン 【3班、4班】なし
岡山	4月16日(火)午前9時00分 岡山地方裁判所大会議室(6階)	印鑑(スタンプ式不可)、実務修習日程表(岡山地方裁判所・岡山地方検察庁・岡山弁護士会)、連絡先届
鳥取	4月16日(火)午前9時40分 鳥取地方裁判所大会議室(2階)	【1班】印鑑(スタンプ式不可) 【2班】なし
松江	4月16日(火)午前9時00分 松江地方裁判所事務局総務課(4階)	印鑑(スタンプ式不可)、実務修習結果簿
福岡	4月16日(火)午前9時20分 福岡地方裁判所1201号会議室(12階)	司法修習生バッジ又は身分証明書[REDACTED]、印鑑(シャナハタ等スタンプ式を除く)
佐賀	4月16日(火)午前9時00分 佐賀地方裁判所事務局総務課(3階)	【1班】印鑑 【2班】裁判所内外で修習関連情報を取扱う際に使用する私物端末
長崎	4月16日(火)午前9時20分 長崎地方裁判所事務局総務課(5階)	なし
大分	1班	なし
	4月16日(火)午前9時20分 大分地方裁判所大会議室(南棟3階)	
	2班	
	4月16日(火)午前9時00分 大分県弁護士会館会議室(2階)	
	3班	
	4月16日(火)午前8時50分 大分地方検察庁企画調整課(9階)	
熊本	4月16日(火)午前9時00分 熊本地方裁判所大会議室(5階)	なし
鹿児島	4月16日(火)午前9時00分 鹿児島地方裁判所事務局総務課(6階)	印鑑
宮崎	4月16日(火)午前9時00分 宮崎地方裁判所大会議室(南棟5階)	なし
那覇	4月16日(火)午前9時00分 那覇地方裁判所事務局総務課(2階)	なし
仙台	4月16日(火)午前9時00分 仙台地方裁判所事務局総務課(5階)	司法修習生用バッジを着用して登庁すること[REDACTED]
福島	4月16日(火)午前9時00分 福島地方裁判所事務局総務課(5階)	なし

実務修習地	開始日・集合時刻等（令和6年）	開始日に持参する教材等
山形	4月16日（火）午前9時00分 山形地方裁判所事務局総務課（5階）	なし
盛岡	4月16日（火）午前9時00分 盛岡地方裁判所事務局総務課（6階）	なし
秋田	4月16日（火）午前9時00分 秋田地方裁判所事務局総務課（6階）	なし
青森	4月17日（水）午前9時00分 青森地方裁判所事務局総務課（5階）	なし
札幌	1班、3班 4月16日（火）午前9時15分 札幌地方裁判所事務局人事課（札幌高・地裁庁舎本館4階）	【全員】司法修習生バッジ 【4班】印鑑
	2班 4月16日（火）午前9時15分 各配属先弁護士事務所	
	4班 4月16日（火）午前9時15分 札幌地方検察庁司法修習生実務修習室（札幌第3合同庁舎13階北側）	
	函館	
函館	4月16日（火）午前10時30分 函館地方裁判所事務局総務課（5階）	印鑑
旭川	4月17日（水）午前9時00分 旭川地方裁判所事務局総務課（△棟3階）	なし
釧路	4月16日（火）午前9時00分 釧路地方裁判所事務局総務課（5階）	なし
高松	4月17日（水）午前9時30分 高松家庭裁判所大会議室（4階）	印鑑（スタンプ式不可）
徳島	4月17日（水）午前9時30分 徳島地方裁判所事務局総務課（6階）	印鑑
高知	4月16日（火）午前9時00分 高知地方裁判所事務局総務課（6階）	印鑑（スタンプ式不可）
松山	4月16日（火）午前9時00分 松山地方裁判所事務局総務課（5階）	なし